

家事の首席書記官及び少年の首席書記官を置く家庭裁判所の指定の取消しについて

平成25年3月4日総一第149号高等裁判所長
官，地方，家庭裁判所長宛総務局長通知

昭和56年7月17日付け最高裁総一第205号事務総長通知「家事の首席書記官及び少年の首席書記官を置く家庭裁判所の指定について」により通知された新潟家庭裁判所に家事の首席書記官及び少年の首席書記官を置くことの指定並びに昭和59年7月13日付け最高裁総一第200号事務総長通知「家事の首席書記官及び少年の首席書記官を置く家庭裁判所の指定について」により通知された静岡家庭裁判所に家事の首席書記官及び少年の首席書記官を置くことの指定は，平成25年3月31日限り，取り消されます。